

令和3年度 神戸大学暁木会 東京支部総会

開催日：令和3年7月29日(木)

開催場所：Zoom ミーティング（東京六甲クラブベース）

一次 第一

【講演会】 18:00 - 18:30

「COVID19 と土木工学」

神戸大学大学院工学研究科長／工学部長

小池 淳司 教授

【総会議事次第】 18:30 - 19:00 (司会：石井 卓司 新36)

開会

1. 支部長挨拶
森田 篤 暁木会東京支部長 (新35)
2. 来賓紹介
濱村 吉昭 暁木会会長 (新33)
3. 議案審議
【第一号議案】会務報告
【第二号議案】会計報告
【第三号議案】会計監査報告
【第四号議案】役員選出
【第五号議案】予算案
【第六号議案】支部会則改訂案

閉会

【現況報告会次第】 19:00 - 20:00 (司会：石井 卓司 新36)

1. 本部長来賓挨拶および本部長助成金授与
濱村 吉昭 暁木会会長
2. 大学近況報告
神戸大学大学院工学研究科長／工学部長 小池 淳司 教授
3. 新入会員自己紹介 (本年度および昨年度)
4. 来年の総会懇親会について (一昨年度の総会懇親会スライドショー)
5. 神戸大学基金「新型コロナウイルス感染症対策緊急募金」のお願い
神戸大学工学部創立100周年記念事業募金のお願い

令和3年度暁木会東京支部総会議案

【第一号議案】 会務報告

1. 令和2年度暁木会東京支部総会

開催日：令和2年8月20日締切の電子総会

場 所：メールによる議案配布とWEB投票による議案決議

投票者：48名、有効投票者48名全員の承認

2. その他

(ア) 令和2年度暁木会総会 Zoomにて参加

令和3年3月25日

(イ) 令和2年度暁木会東京支部定例幹事会 → 開催できず

(ウ) 令和2年度KTC総会 湊川神社 楠公会館 → 中止

令和2年5月15日

(エ) 令和2年度KTC東京支部クラブ代表幹事会 Zoomにて参加

令和2年10月12日

令和3年3月27日

(オ) 令和2年度KTC東京支部総会 六甲クラブおよびZoomにて参加

令和2年11月26日

【第二号議案】 会計報告

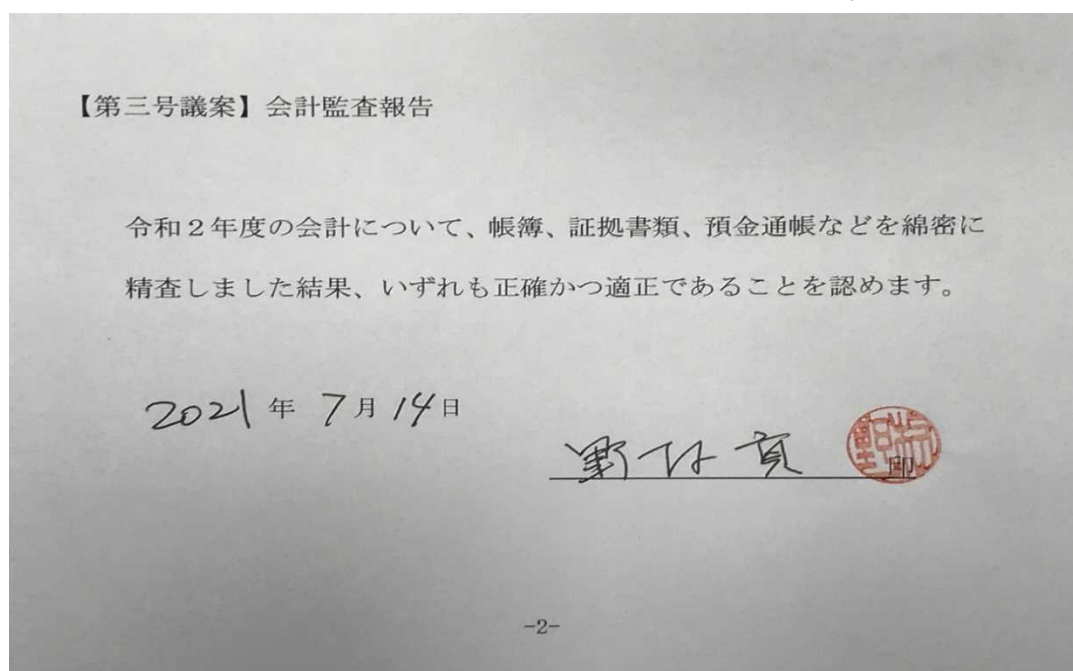
令和2年度会計報告

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

収入の部			支出の部		
費目	金額	摘要	費目	金額	摘要
前年度繰越金	381,668		総会関連費用	0	
本部助成金	0		通信、事務費	0	
支部総会会費	0		会議費	0	
預金利息	2		旅費・交通費	0	
			慶弔費	0	
			会費	20,440	六甲クラブ年会費
			次年度繰越金	361,230	
合計	381,670		合計	381,670	

【第三号議案】 会計監査報告

下記のとおり、監査役（野村顧問）の監査を受けました。



【第四号議案】 役員選出

役員選出（案）

	令和2年度	令和3年度
支部長	森田 篤（新35）	石井 卓司（新36）
副支部長	田中 俊行（新37）	塚本 琢治（新38）
事務局長	石井 卓司（新36）	田中 俊行（新37）

【第五号議案】 予算案

令和3年度会計予算（案）

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

収入の部			支出の部		
費目	金額	摘要	費目	金額	摘要
前年度繰越金	361,230		総会関連費用	46,000	※3
本部助成金	400,000	※1	通信、事務費	0	
支部総会会費	0	※2	会議費	70,000	※4
			旅費・交通費	38,380	※5
			慶弔費	0	
			会費	40,880	※6
			次年度繰越金	565,970	
合計	761,230		合計	761,230	

※1 本部助成金については、Zoom会議等の活動費用が発生する事から、例年どおり400,000円（昨年はゼロ）の助成を受け、年度末に余剰となれば大学への寄付等を検討します。

※2 会員が参集（対面）しての支部総会、懇親会を中止としたため、会費収入なし。

※3 支部総会、講演会における費用。（講演謝礼、Zoom設備費含む）

※4 職域・クラス幹事が参集しての幹事会について3回の開催を見込む。（Zoom設備費含む）

※5 本部総会（令和4年3月）出席旅費

※6 東京六甲クラブ年会費。令和3年度分。（振込手数料880円含む）本年より増口。

【第六号議案】支部会則改訂案

議決の方法および役員任期、支部対象地区の標記について、別紙（案）のとおり、改訂したい。

暁木会東京支部会則 対比表

現行	2021.7改訂案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 本会は、関東地方に在職または在住する暁木会会員で構成し、民主的な団結により母校の発展に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 本会は、関東地方（山梨、新潟を含む）以北に在職または在住する暁木会会員で構成し、民主的な団結により母校の発展に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>第3条 本会の会員は、次のとおりとする。 元神戸高等工業学校土木科卒業生、元神戸工業専門学校土木科卒業生、神戸大学工学部土木工学科、建設学科（土木系コース）卒業生および工学専攻科（土木）修了生、同大学院工学研究科（土木）および自然科学研究科（土木）卒業生並びにこれらに準ずるもので、関東地方に在職または在住する者。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>第3条 本会の会員は、次のとおりとする。 元神戸高等工業学校土木科卒業生、元神戸工業専門学校土木科卒業生、神戸大学工学部土木工学科、建設学科（土木系コース）卒業生および工学専攻科（土木）修了生、同大学院工学研究科（土木）および自然科学研究科（土木）卒業生並びにこれらに準ずるもので、関東地方（山梨、新潟を含む）以北に在職または在住する者。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 役員および相談役</p> <p>第8条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 役員および相談役</p> <p>第8条 役員のうち、支部長、副支部長、事務局長については、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 会議</p> <p>第12条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長がこれを決定する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 会議</p> <p>第12条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長がこれを決定する。なお、WEB等による電子会議、電子会議と対面会議の併用の場合は、電子会議の参加者も出席会員の数に含めるものとする。また、事前投票等を併用する場合は、同様に有効投票者数を出席会員の数に含めるものとする。</p>
<p>第16条 幹事会および代表幹事会の審議は出席会員の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長がこれを決定する。</p>	<p>第16条 幹事会および代表幹事会の審議は出席会員の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長がこれを決定する。なお、WEB等による電子会議、電子会議と対面会議の併用の場合は、電子会議の参加者も出席会員の数に含めるものとする。また、事前投票等を併用する場合は、同様に有効投票者数を出席会員の数に含めるものとする。</p>

暁木会東京支部会則 (2021.7改訂案)

第1章 総 則

- 第1条 本会は、関東地方（山梨、新潟を含む）以北に在職または在住する暁木会会員で構成し、民主的な団結により母校の発展に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第2条 本会は、「暁木会東京支部」と称する。

第2章 会 員

- 第3条 本会の会員は、次のとおりとする。
- 元神戸高等工業学校土木科卒業生、元神戸工業専門学校土木科卒業生、神戸大学工学部土木工学科、建設学科（土木系コース）卒業生および工学専攻科（土木）修了生、同大学院工学研究科（土木）および自然科学研究科（土木）卒業生並びにこれらに準ずるもので、関東地方（山梨、新潟を含む）以北に在職または在住する者。

第3章 事 業

- 第4条 本会は第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 母校および神戸大学工学振興会（KTC）の発展に寄与するための事業。
 - (2) 名簿、その他刊行物の発行。
 - (3) 会員相互の親睦に関する事業。
 - (4) 前各号のほか、本会の目的を達成するための必要な事業。

第4章 役員および相談役

- 第5条 本会に次の役員をおく。
- (1) 支部長 1 名
 - (2) 副支部長 1 名
 - (3) 代表幹事 若干名
 - (4) 幹事 若干名
 - (5) 顧問 若干名
 - (6) 事務局長 1 名
- 第6条 支部長および副支部長は、幹事会において推薦し、総会の承認を受ける。
2. 代表幹事は、幹事の中から支部長がこれを委嘱する。
 3. 幹事は、クラス幹事及び職域幹事とし、クラス幹事は原則として卒業回

- 毎に1名選出する。
4. 事務局長は、会員の中から支部長がこれを委嘱する。
 5. 事務局長は、若干名の事務局員をおくことができる。
 6. 顧問は、支部長経験者とする。
- 第7条 支部長は、本会を代表し会務を処理する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときまたは支部長が欠けたときは、支部長の職務を代行する。
 3. 事務局長は、支部長事務の補佐をする。
 4. 幹事は、会員の移動のあった場合、すみやかに事務局長に連絡する。
- 第8条 役員のうち、支部長、副支部長、事務局長については、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員に欠員を生じた場合は、すみやかに補充するものとする。但し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 支部長が必要と認めたときは、本会に相談役を置くことができる。

第5章 会 議

- 第10条 本会の会議は次のとおりとする。
- (1) 総会
 - (2) 幹事会
 - (3) 代表幹事会
- 第11条 総会は通常および臨時の2種とし、本会運営の重要事項を審議する。
2. 通常総会は年1回を原則とし、臨時総会は支部長が必要と認めたときこれを召集する。
 3. 総会を招集するには、討議事項、日時、場所を示し、会員に通知しなければならない。
 4. 総会の議長は、支部長がこれにあたる。
- 第12条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長がこれを決定する。なお、WEB等による電子会議、電子会議と対面会議の併用の場合は、電子会議の参加者も出席会員の数に含めるものとする。また、事前投票等を併用する場合は、同様に有効投票者数を出席会員の数に含めるものとする。
- 第13条 幹事会は役員をもって構成し、代表幹事会は支部長・副支部長・代表幹事をもって構成する。
- 第14条 幹事会は、必要に応じて支部長がこれを召集し、会務の執行に関する重要事項を審議する。
- 幹事に事故があるときには、その卒業回の会員を代理として出席させる

ことができる。

第15条 代表幹事は、会務の執行にあたる。

第16条 幹事会および代表幹事会の審議は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、支部長がこれを決定する。なお、WEB等による電子会議、電子会議と対面会議の併用の場合は、電子会議の参加者も出席会員の数に含めるものとする。また、事前投票等を併用する場合は、同様に有効投票者数を出席会員の数に含めるものとする。

第6章 会計および会計監査

第17条 本会の経費は、暁木会本部からの助成金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてるものとする。

但し、総会その他の行事については、出席者より臨時会費を徴収する。

第18条 本会の会計は、会計監査員の監査を経て、総会の承認を得、会員に報告するものとする。

第19条 支部長は前条の監査のため、会計監査員を会員中より委嘱するものとする。

第20条 本会の事業年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。